基山町受付 8.4.23 まちづくり係

様式第３号（第10条関係）

基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第１６条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	8年　4月　23日	
提案種別	提案・意見・(要望)	
提案件名	親和町と平成町の間のカーブミラーの設置の要望	
提案者	住所又は所在地	基山町宮浦１１８６－４４　電話　０９４２－９２－３４５６
	氏名又は名称	第３区区長　上田　昭弘
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 (希望する)　一部希望する（　　　）　希望しない	
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。	
提案の概要	つなぐ郷や親和町から明光寺裏（左は土塁、右は明光寺入口）の道へ向かうＴ字路において、著しく視界が遮られている現状を改善するため、道路反射鏡（カーブミラー）を現場地図詳細資料の地図Ｄ地点に設置を提案いたします。 本提案は、当該箇所における車両相互の接触事故を未然に防ぎ、地域住民および通行車両の安全と安心を確保することを目的としています。	
提案の背景	現在、当該のＴ字路周辺では安全な通行が極めて困難な状況にあります。 具体的には、「つなぐ郷や親和町（図Ａ地点）から明光寺裏の道へ向かうＴ路地（図Ｄ地点）での左右確認が困難な状態」が常態化しています。 特に、「明光寺入口（図Ｂ地点）から侵入する車の認識が遅れる原因としてカーブになっている」ことが挙げられ、湾曲している道路の形状がドライバーの死角を生み出している背景があります。 また、(図Ｃ地点）からは駐車場が視界の妨げになっていることもあり安全確認が困難な状況です。 更に、道幅が狭く見通しが悪いにも関わらず、通り抜けする車がスピードを上げて走行する為に危険性も感じています。	

	この地域は若い世代の家が多く児童の通学路にもなっています。 自転車の往来や歩行者も多い地区です。 　３方向からの安全確認が困難な状況が続けば将来に事故が起きてもおかしくないと思われます。
提案の課題	安全確保を妨げている具体的な課題は以下の通りです。 １．物理的な視界の遮断 　カーブに加えて、左側（図Ｃ地点）から侵入してくる車も駐車場がある為に安全確認が困難な状況にあり、左右両方（図Ｂ・Ｃ地点）からの車の進行に対して視認性が著しく低下しています。 ２．回避スペースの不足 　安全確認をするためには自車を道路中央まで進めなければならず、道幅も狭い為に危険回避も出来ない状態です。確認のために鼻先を出した時点で対向車との接触リスクが大きく生じる構造的欠陥があります。 ３．３方向の死角 　自車側だけでなく、対向車についても侵入してきた車の確認ができないため、双方で危険な状態が続いています。 　カーブの形状の為に相互に回避行動が出来る距離が不足している、その為に対応が遅れるリスクを抱えています。

目標設定	本提案の実施により、以下の状態の実現を目指します。 1．T字路交差の部分における「左右の死角」の解消。 2．目視困難なカーブの先、および駐車場方面から接近する車両の早期認識を可能にする。 3．道路中央へ突出しての安全確認を不要にし、ゆとりがない道路における接触事故のリスクを最小化する。
提案内容	上記の課題を解決し、安全に走行するためにはカーブミラーの設置が必要です。 つきましては、以下の措置を強く要望いたします。 １．カーブミラーの設置：　３方向からの車両および駐車場側からの車両を双方から視認できるよう、現場地図詳細資料の図Ｄ地点の位置への設置をお願いいたします。 ２．設置にあたり、道幅の狭さや見通しの悪さを考慮した最適なミラーの角度の検討をお願いいたします。

現場地図詳細

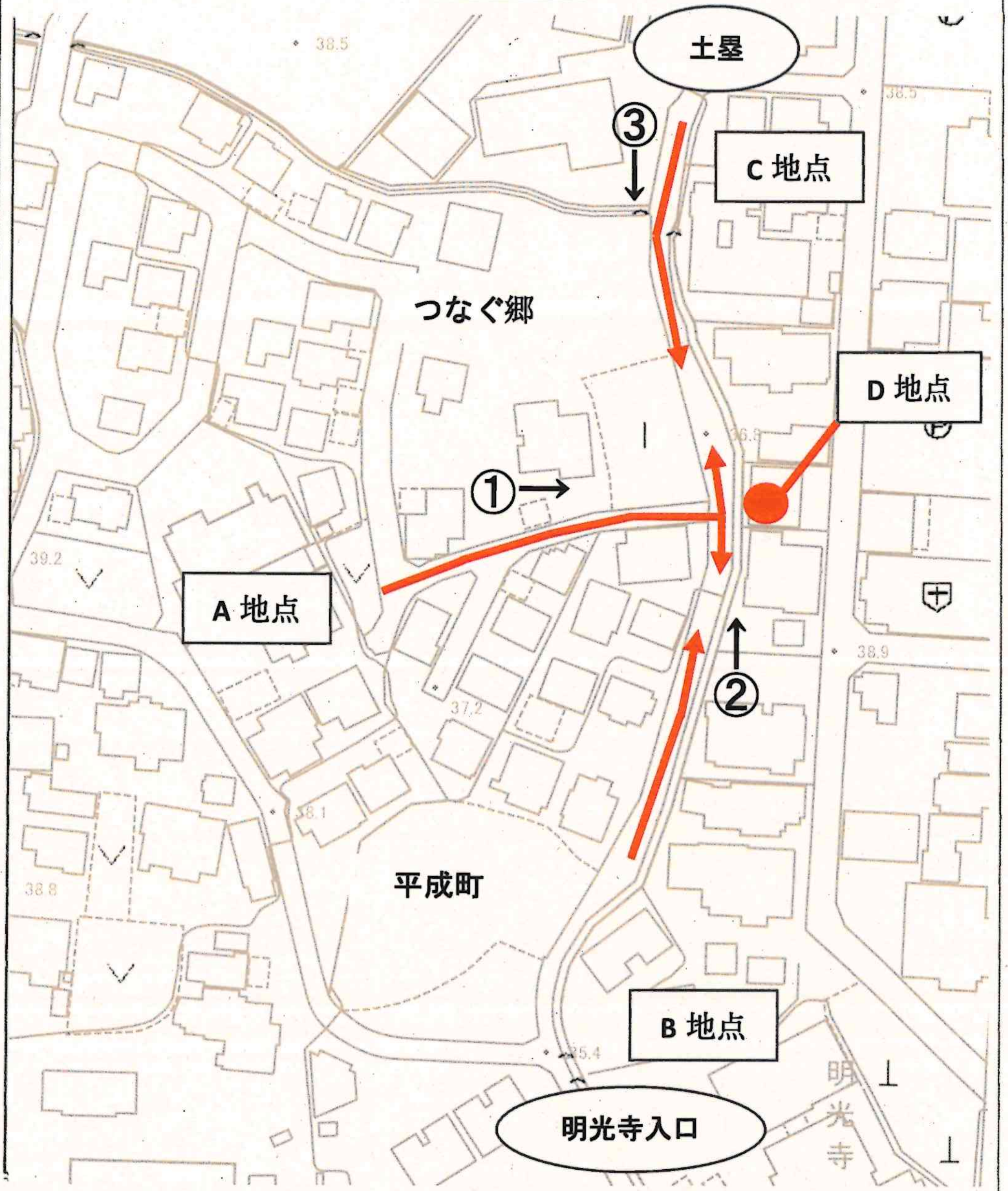

土塁
③
C 地点
つなぐ郷
D 地点
①
A 地点
②
平成町
B 地点
明光寺入口
明
光
寺
38.5
38.5
39.2
38.9
37.2
38.1
38.8
35.4

①

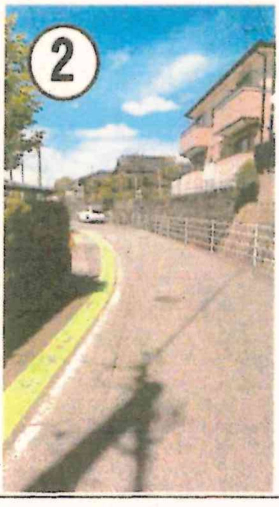

②

③

※　提案書に記載された事項のうち、提案者欄以外は公表されます。